

## 放送番組の編集の基準

当社放送番組の編集基準は、放送法第1条の精神にのっとり、人権と法と社会秩序を尊重し、第3条の2の各号を守り、放送を通じて小田原市の地域文化と産業の発展に貢献すべく、以下の基準を設けて番組の企画、制作、編集にあたるものとする。

### 1. 一般方針

一般方針とは、放送局が番組を制作し放送する際に、基本的に守り実行するための放送基準のことをいう。

- (1) 人権、民族、国家、国民、国情などに関する資料、内容は、特に客観的で公正な放送であるものとする。
- (2) 個人、団体、職業、産業などに対する中傷、偏見、名誉を傷つける内容または人身に不安、動搖を与えるような表現を避ける。
- (3) 市民生活に重大な影響を及ぼす社会的公共的問題については慎重を期し、意見の対立している場合は、公平に取り扱い、多くの角度から論点を明らかにする。
- (4) 法律や社会正義に背く行為に共感を起こしたり、あるいは他人に模倣や意欲を起こさせたりするような取り扱いを避ける。
- (5) 政治に関する内容は一党一派に偏らず公平に取り扱う。また、宗教を取り扱うときは、信仰の自由を尊び、各宗派の立場を尊重し公正を期す。
- (6) 社会、教育、文化、学問などの専門的事項に関しては、良識に基づく取り扱いをする。

### 2. 報道番組

報道番組とは、市民生活にとって重要な、あるいは興味と関心のある出来事や動きを速報し、また解説をする番組をいう。

- (1) 市民生活にとって、必要なニュース、地域のニュースは、事実を客観的かつ正確、公平に取り扱う。
- (2) 地震、風水害等天災に対する災害報道は、特に正確かつ速やかに報道する。
- (3) ニュースの表現は残虐、悲惨などの感情を極端に刺激しないように注意する。
- (4) ニュースは、宣伝に利用されないように注意する。
- (5) ニュースの誤報は速やかに取り消し、または訂正する。

### 3. 教育教養番組

教育番組とは、学校教育または社会教育のための番組をいう。

- (1) 教育番組は、その放送の対象とするものが明確で、内容はそのものに有益かつ適切であり、組織的かつ継続的であるようにする。
- (2) 教育番組は、その放送の計画及び内容を、予め公衆に知らせることができるようとする。
- (3) 教育番組で、学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものとする。

教養番組とは、市民の一般的教養の向上を直接の目的とするものをいう。

番組内容は、できる限り内容を理解しやすく、正当な作り方で臨む。

一部の引例が適切でないため、制作意図に反して、聴取者的好ましくない印象を与えることのないように注意する。

社会的に悪影響を及ぼす模倣を容易に誘発しないように注意する。

#### 4. 行政情報

行政情報とは、市議会に関する情報、市役所から市民あるいは地域産業への告知、その他行政関係機関からの告知・広報に関する情報などを取り扱う番組をいう。

- (1) 議会に関する情報や行政告知に関する情報は、市民生活に影響を考慮して、正確な報道を行う。
- (2) 行政情報の報道は、周知を高めるため放送を行うとともに、情報内容を理解してもらう努力する。

#### 5. 娯楽番組

娯楽番組は、地域住民に健全な慰安を提供し、市民の生活内容を豊かにする番組をいう。

- (1) 不快な思いを抱かせるような下品、卑猥な表現は使わない。
- (2) 肉体的、精神的欠陥に触れなければならないような時は、同じ欠陥で悩む人々の感情を刺激しないように注意する。
- (3) 殺人、拷問、暴力などの残虐行為、その他肉体的、精神的苦痛を誇大に刺激するような表現は使わない。
- (4) 人命を軽視するような表現、婦人、幼児、弱者に虐待などを是認するような表現、またはその詳細な描写はしない。
- (5) 性心理の描写または表現は、性に未熟な聴取者を考慮し、原則として扱わない。止むを得ず扱う場合は、表現を慎重にする。
- (6) 地域住民の参加番組については、参加の機会を平等にして、広く聴取者一般に及びように努力する。

#### 6. 広告放送

広告放送とは、宣伝、広報、広告を目的とした商業文の放送をいい、番組コマーシャル、スポット・コマーシャル等のアナウンスによる商業告知をいう。

- (1) 広告放送は、それが広告放送であることを明らかにする。
- (2) 広告放送は、広告主の名称、商品、商標などを明らかにしなければならない。
- (3) 広告放送は、誠実を守るとともに、関係法令に従い責任を追い得るものとする。

#### 7. 生活情報

生活情報とは、地域住民の生活の利便を図る目的をもって取り扱う情報をいう。各種商業情報、市民の文化活動情報、医療・福祉情報、交通情報、天気予報など生活に関する各種情報をいう。

- (1) 種商業に関する情報は、情報の事前確認などして正確を期する。
- (2) 市民の文化活動等の情報は、できる限り広い分野から取り上げる。
- (3) 医療・福祉情報は、生活者と密接な情報であるため、正確迅速に伝える。
- (4) その他日々の生活に必要な天気予報、交通情報、電車情報等の情報は、迅速に正確に伝える。

## 8. 観光情報番組

観光情報番組とは、観光都市小田原市に適した地域の観光情報を提供することをいう。

- (1) 観光情報番組は市内の観光に携わる人もしくは多くの市民へ伝達し、地元も観光情報を把握してもらうべく放送する。
- (2) 観光情報番組は、小田原市内を通過する多くのマイカーへ幅広く伝達し、小田原市内の観光の魅力を伝える。
- (3) 小田原市から発信をして行く情報のうち、観光情報は大きな存在を占めるので、各地のコミュニティ放送局を通じて、観光情報を発信して行くよう努力する。

## 9. その他

上記項目以外の内容を取り上げねばならない時は、責任者が加わった編集会議で検討し、社として責任が果たせる内容で臨む。

## 10. 考査

放送番組の考査については、社内に番組考査委員会を設置して、適宜必要に応じて開催し、放送内容の適正を図る。

## 11. 訂正放送

放送番組において、真実でない事項を放送した場合は、速やかに訂正放送を行う。  
また、当放送事項において本人または関係者、請求があった場合は、放送法第4条に従って対処する。

## 放送番組の編集に関する基本計画

放送番組の基本計画は、当社の「放送番組の編集の基準」に従って、小田原市の市民生活に貢献する目的として、下記の要素を尊重して番組の企画、制作、編集にあたるものとする。

### I 方針

1. コミュニティ放送はその本質が地域住民の活性化を促進する役割とともに、防災情報、防犯情報など生活者の安全に関する情報を伝達することを目的としているので、当社の放送番組は小田原市を中心とした地域情報、市民活動、そして、番組と市民の交流促進を図る一方、防災情報、防犯情報には積極的に取り組み、市民生活をより一層豊かにすべく努力することを基本とする。
2. 地震災害等の災害報道は、可能な限りの体制を整えて放送に臨むが、災害の規模により小田原市と交わす「防災協定」に基づいて放送する。災害時には人命の救援、災害の拡大防止に役立つため、速やかに対応できるよう「災害対策綱領」を作成し、日頃から訓練を心がける。
3. 番組編成は、市民が知る必要のあるニュース、情報は積極的に伝える。特に行政情報は、市民に必要な情報が多いため、市役所の協力を仰ぎながら伝えるようにする。医療情報、福祉情報に関しては、高齢化社会、福祉社会の到来に備え、これらの情報を市民に伝えることにより生活の安寧に寄与する放送に努める。
4. 番組編成は、商店街情報、お買い物情報、イベント情報などを充実させ、地域経済の発展に寄与するよう努める。
5. 小田原市は観光の街でもある。番組編成では、街の歴史、伝統を極力紹介するほか、小田原市に来る観光客への便宜を図る各種情報を放送する。
6. 番組編成は、市民活動、コミュニティ活動などと連動して、聴取者と活動を共有化できるよう努力する。また、各種イベントと番組が連携して、市民活動がより一層、活発化するよう努める。
7. 番組編成では、地域から発信する情報はその地域に住んでいない人にとっても大切であるので、国内のコミュニティ放送局を通じて、あるいは、海外の都市のラジオ局と連携して、小田原市の情報が発信できるよう努力する。
8. 音楽番組は、良質のFM放送波を生かして広い層の市民が喜び楽しめる音楽を編成する。
9. 広告放送は、番組編成の内容と良く調和させることを心がける。広告主あるいは広告内容が放送に相応しくない場合は、考查調査委員会に諮り、結論を得てから対処する。
10. 放送時間は、24時間放送を前提とする。発災時の災害放送の対応とともに、聴取者に聴取

習慣を定着させる目的として放送するものである。

## II 計画

1. 放送番組の分類及び比率は、別項に掲げたものを基準とする。

2. 放送番組内の配分は次のとおりとする。

(1) 定時放送の放送番組は、各番組の内容、性格に応じてより多くの聴取者が聴取できるよう、聴取対象の構成、生活時間などを十分考慮する。

(2) ラジオの特性である速報性を發揮し、有効性を高めるように考慮する。

(3) 地域内の産業、経済、文化などを扱った番組や、聴取者の参加する番組など地域社会との結びつきを強化する自主制作番組を拡充して地域への貢献を図る。

3. 番組計画

番組計画は次のとおりとする。

(1) 報道番組

(ア) 地域全般にわたり、きめ細かい取材を活発に行い、正確迅速に報道する。

(イ) ニュースは各時間帯にわたって、市内、県内、国内と適正に配分し聴取者にとって適当な時間であるよう留意する。

(ウ) ラジオ独自の弾力性のある機能を十分發揮し、災害発生時等には迅速、適切に対応して、災害の規模によっては番組を中断して、防災情報を放送する。

(2) 教育教養番組

地域社会の文化の向上、産業の発展に貢献するよう、生活の実態に即した社会教育番組に重点をおいて編集する。

地域の諸要素を勘案し、聴取者の意見を反映して、一般教養の適切な編集を行う。

(3) 行政情報番組

市政便り、市議会情報、福祉厚生情報、防災、行政サービス等、市役所・消防署・警察署の情報を定期的に編集して、行政と市民の結びつきを強める。

(4) 娯楽番組

聴取者の嗜好、生活時間などの実態把握に努め、音楽・演芸・スポーツなど幅広く取り扱い、一般家庭に健全な娯楽を提供し、生活内容を豊かにするよう編集する。

(5) 広告

(ア) 番組基準を遵守し、聴取者の生活、文化の向上に有益、有効であるよう取り扱う。

(イ) CMの質的向上を図り、健全で公正な宣伝を通じて、公共の福祉増進に役立つよう努力する。

(6) 生活情報番組

地域への天気予報、道路・交通情報、イベント案内、当番医院、買い物情報等、地域住民の生活に直結した情報をきめ細かく紹介して、市民の利便性を高める。

(7) 観光情報番組

地域の観光地の案内、宿泊施設の案内、道路情報、年間行事等の情報サービスを地域住民、観光客を対象に編成し、観光客の誘致により小田原市の活性化を図る。

(8) その他

その他の番組には、聴取者の意向を勘案して地域性の充実を図り、広義の聴取者参加の機会を増大するよう配慮する。